



森田恵三社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会

(労働保険事務組合 関西社労懇)

便り No.61

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティイ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

2020年4月1日から、「時間外労働の上限規制」がいよいよ中小企業でも適用され、時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となります。36協定作成の準備は進めていますか？

(詳細は前号No.60をご覧ください)

労働局では、この適用に向けて、主に次のような取組みを行っています。

◆36協定未届事業場への案内文の送付

労働基準監督署への36協定の届け出がないまま時間外労働や休日労働をさせている場合は、たとえ割増賃金を支払っていても労働基準法違反となります。そこで厚生労働省では、36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施。

この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、届け出の案内文を送付しています。(従業員が1人でも、時間外、休日労働をさせている場合は、届け出義務があります。)

◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

時間外労働時間を月80時間



超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めていきます。

◆提出前にチェックをしましょう

今年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成し、特別条項を付ける場合と二種類になります。新様式より、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののはずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまふと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。これまで以上に書類の提出にはご注意ください。

もちろん記載内容が上限規制内であっても、実際の労働時間が超えて入れば法違反です。昨年の総労働時間を把握し、問題がないか確認をお願いします。

トピックス① ハローワーク窓口の受付時間が変更になりました。

雇用保険の資格、喪失届、育休給付手続きなど適用に関する手続きの窓口受付が16時までとなります。(16時以降は電子申請

による届出の事務処理のみ) 窓口で手続きされる場合はご注意ください。当事務所では、電子申請をいたしておりますので、手続きがございましたらご相談ください。

トピックス② ハローワークの求人方法が変わりました。

- ①1月からHWへの求人募集を、マイページで登録することにより、事業所のPCから直接募集入力することができるようになりました。(従来の窓口に提出し、職員による入力もできます)。
- ②これまでの記載項目以外に、面接の回数、固定残業手当の有無、復職制度の有無、職務給制度の有無、受動喫煙防止措置の有無、など項目を増やしより求人のミスマッチを防止できるようになりました。
- ③地方からのIターン、Uターン募集、外国人受け入れ求人募集などの方法ができました。
- ④まずは職場を見学してから応募するか決めたいというニーズを取り入れ【応募前職場見学】という制度ができました。詳しくはハローワークにお尋ねください。

トピックス③ 受動喫煙防止が2020年4月から全事業所義務化されます。

健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止する取り組みが法制化されています。2019年7月から病院、学校、児童福祉施設、行政など原則敷地内禁煙が施行されていましたが、2020年4月から全事業所において原則屋内禁煙となります。施設内で喫煙室などを設置したり、喫煙所に標識を設置するなどの事項が義務化され、罰則規定もあります。合わせて労働安全衛生法においても職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者に、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置を努力義務としています。詳しくは以下の厚生労働省 特設サイトをご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

トピックス④ 2019年12月から道路交通法が改正され、運転中のながらスマホが厳罰化されています。

道路交通法が施行され、2019年12月から運転中の「ながらスマホ(スマートフォン)」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホや携帯電話で通話をしたり、画面を見る・操作するなどの「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあり、死亡事故が発生するなどの事態を受けたものです。

【携帯電話の使用等(保持)・画像注視(保持)】

- ・6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・反則金:普通車の場合、18,000円
- ・違反点数:3点

【携帯電話の使用等(交通の危険)・画像注視(保持)・画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為】

- ・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・反則金:適用なし、非反則行為となり罰則(懲役刑又は罰金刑)が適用
- ・違反点数:6点(免許停止)



◆企業にできること

運転する前に電源を切る、ドライブモードに設定する、安全な場所に停車してから操作するなど、運転中の「ながらスマホ」は避けられます。交通事故、免許停止等によって業務に支障をきたす前に、まずは従業員へ今回の改正を周知しましょう。

～当事務所よりひと言～

★労働安全衛生法の改正により、労働基準法41条の管理監督者も含め、全ての労働者の労働時間の把握と賃金台帳への記載もすでに義務化されています。今一度、御社の労働時間管理について確認し、時間外労働の上限規制に合致しているかご確認ください。

★交通事故は自他ともに人生を変えてしまう可能性もあり、企業が運行供用者としての責任も問われかねません。社内で周知徹底しましょう。

(文:特定社会保険労務士 杉原純子)

